

人口動態調査票及送致目録作成心得

中改正

昭和十六年五月五日付官報を以て内閣訓令第三號として布告された人口動態調査票及送致目録作成心得中改正に關する規定を掲ぐれば次の如くである。

人口動態調査票及送致目録

作成心得中改正 (昭和十六年五月五日) (内閣訓令第三號)

第十第一號第一項ヲ左ノ如ク改ム

- 一 種別欄ニハ妻カ夫ノ籍ニ入ル普通ノ婚姻ノ場合ニハ婚姻届書ニ別段ノ記載ナキモ夫カ妻ノ籍ニ入ル夫婚姻及増養子婚姻ノ場合ニハ婚姻届書ニ其ノ旨ノ記載シアルヲ以テ右ノ區別ニ從ヒ「普通」「入夫」又ハ「婿養子」ト印刷シアル文字ノ右側ニ圈點ヲ附シ婿養子縁組入夫婚姻ノ場合ニハ婚姻届書ニ其ノ旨記載シアルヲ以テ「入夫」「婿養子」ト印刷シアル五字ヲ一ノ圓ヲ以テ圍ムヘシ

昭和十五年度國勢調査確定人口數の發表

昨昭和十五年十月一日現在を以て施行された國勢調査結果の確定人口は昭和十六年四月十八日付官報を以て發表されたが、右發表に關する内閣統計局人口課長の談話を掲ぐれば以下の如くである。

内閣統計局人口課長談

四月十八日の官報を以て昨昭和十五年十月一日に施行せられました國勢調査の人口確定數が告示發表せら

れました。

今次の國勢調査に於きましては、調査の時期たる昭和十五年十月一日の午前零時に、帝國版圖内に現在した者は内地人、外地人、外國人何れたるを問はず全部洩れなく調査せられましたことは勿論であります。が、現役軍人、應召軍人、軍屬等の入々は、假令其の人人が帝國版圖外に在りましても、夫々の縁故關係世帯より、其の世帯に現在するものとして、申告せしめる特別の方法に依りました爲めに、今回發表の確定人口中には、これ等の入々を全部含んでゐるのであります。必ずしも調査の時期に當該地域に現在した人口數と同じくないのであります。此の點が從來のやり方と異つてゐるのでありますから、今回の人口數を見て之を利用するに當つては、其の點に御注意を御願ひし度いのであります。

今次國勢調査の結果に據れば内地、朝鮮、臺灣、樺太、更に關東州、南洋群島をも包括した帝國全版圖の人口は、總數一〇五、二二六、一〇一人であつて、その内譯は男五二、八九六、八六二人、女五二、三三九、二二九人となつて居ります。又内地の總人口は七三、一四、三〇八人でありませう。今、大正九年第一回以來各回國勢調査にあらはれたる人口増加の趨勢を見ますと次の通りであります。

調査年次	全版圖	内地
大正九年	七、七六、七三一人	五、九三、〇五五人
大正十四年	八、四二、七九九人	五、九七、六八三人
大正九年に對する増加數	六、五五、〇二八人	三、七三、七九七人
大正九年に對する増加割合	八四・〇%	六七・〇%
昭和五年	九、四三、四二〇人	六、四四、〇〇五人

大正十四年に對する増加數	七、一四、二二一人	四、七三、一八三人
大正十四年に對する増加割合	八五・〇%	七九・〇%
昭和十年	九、六九、四、七三三人	六、九二、五、四二一人
昭和五年に對する増加數	七、五三、七三三人	四、八四、一、四三三人
昭和五年に對する増加割合	八三・〇%	七五・〇%

昭和十五年	一〇、五、三、三、〇二二人	七、一、四、三、〇八八人
昭和十年に對する増加數	六、二九、九、九二二人	三、八〇、一、二〇六人
昭和十年に對する増加割合	六四・〇%	五六・〇%

即ち帝國全版圖の總人口は、前回の昭和十年に比し約六百三十萬人増加し、増加割合は約六歩半であります。この増加は從前の夫れに比すれば、人數に於ても割合に於ても稍、減少してゐるのであります。

次に内地の總人口は七千三百萬人餘でありますから、昭和十年の六千九百萬餘人に比し、約三百八十六萬人を増加したわけであります。此の増加は、大正九年と同十四年との間に於ける増加に略、等しく、其の後のものに較べますと約百萬人を減少してゐるのであります。これは支那事變等の影響に依つて人口の自然増加が減少したこと、大陸其の他内地外に居住するものが増加したこと等に原因してゐるやうに考へられます。

府縣中前回昭和十年に比して今次調査に於て人口を増加した府縣は東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、長崎、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、奈良、三重、愛知、静岡、山梨、岐阜、富山、福島、岩手、青森、山形、秋田、富山、廣島、山口、和歌山、愛媛、福岡、佐賀、宮崎の三十二府縣及北海道であります。右の中人口増加の著しいものは、東京の九十八萬五千餘人を筆頭として其の他大阪の四十九萬五千餘人、神